

# 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

## 事務局規程

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「この法人」という。）定款第45条第4項の規定により、この法人の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2章 組織及び分掌

#### (事務局の組織)

第2条 事務局に次のとおり課室を置く。

- (1) 監査室
- (2) 法務室
- (3) 企画課
- (4) 経営課
- (5) パラ総括課
- (6) 総務課
- (7) 調達課
- (8) 人事課
- (9) ボランティア課
- (10) 広報メディア課
- (11) マーケティング管理課
- (12) マーケティング推進課
- (13) ブランド課
- (14) チケッティング課
- (15) 式典第一課
- (16) 式典第二課

- (17) 国際課
- (18) 競技・会場運営統括室
- (19) 競技企画第一課
- (20) 競技企画第二課
- (21) 会場企画課
- (22) 競技会場第一課
- (23) 競技会場第二課
- (24) 競技会場第三課
- (25) 競技会場第四課
- (26) 競技会場第五課
- (27) 競技会場第六課
- (28) 競技会場第七課
- (29) 競技会場第八課
- (30) 競技会場第九課
- (31) 競技会場第十課
- (32) 競技会場第十一課
- (33) 競技会場第十二課
- (34) N O C ・ N P C リレーション課
- (35) 会場整備第一課
- (36) 会場整備第二課
- (37) 宿泊第一課
- (38) 宿泊第二課
- (39) 警備課
- (40) アクレディテーション課
- (41) 輸送課
- (42) 飲食課
- (43) 医療課
- (44) アンチ・ドーピング課

(45) 情報システム課

- 2 東京都等における関係機関等との連絡調整や、東京都等で実施する競技の円滑な準備・運営等のため、東京事務所を置く。
- 3 会長は、業務上必要と認める場合には、前2項に掲げる課室等のほか、臨時部署を置くことができる。

(監査室の分掌事務)

第3条 監査室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 監査に関すること。
- (2) 法務室の運用、補助、庶務等に関すること。
- (3) その他前2号に関連すること。

(法務室の分掌事務)

第3条の2 法務室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 契約・争議等に係る法務に関すること。
- (2) コンプライアンスに関すること。
- (3) その他前2号に関連すること。

(企画課の分掌事務)

第3条の3 企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 組織横断的な企画及び調整（アジアパラ競技大会に係る組織横断的な企画及び調整を除く。）に関すること。
- (2) 大会運営本部に関すること。
- (3) 大会準備運営の全体進捗管理に関すること。
- (4) 日本オリンピック委員会（JOC）との連絡調整に関すること（第3条の17 第6号に掲げるものを除く）。
- (5) 開催都市及びその他地方公共団体との連絡調整に関すること。
- (6) リスクマネジメントに関すること。

- (7) 演習に関すること。
- (8) ライブサイトに関すること。
- (9) 持続可能性に配慮した取組みに関すること。
- (10) 大学連携に関すること。
- (11) 情報知識のマネジメントに関すること。
- (12) その他前各号に関連すること。

**(経営課の分掌事務)**

第3条の4 経営課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 予算計画の策定に関すること。
- (2) 予算の調整及び執行管理に関すること。
- (3) 資金調達に関すること。
- (4) その他前3号に関連すること。

**(パラ総括課の分掌事務)**

第3条の5 パラ総括課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) アジアパラ競技大会に係る組織横断的な企画及び調整に関すること。
- (2) 大会のアクセシビリティの確保に関すること。
- (3) 大会移行計画に関すること。
- (4) 日本パラリンピック委員会（JPC）との連絡調整に関すること（第3条の17 第6号に掲げるものを除く。）。
- (5) 障がい者団体との連絡調整に関すること。
- (6) その他前各号に関連すること。

**(総務課の分掌事務)**

第3条の6 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人に関すること。
- (2) 評議員会、理事会等に関すること。

- (3) 定款その他この法人の規程、文書、公印等に関すること。
- (4) 庶務に関すること。
- (5) 会計に関すること。
- (6) その他他課の分掌に属さないこと。

(調達課の分掌事務)

第3条の7 調達課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 契約及び調達に関すること。
- (2) その他前号に関すること。

(人事課の分掌事務)

第3条の8 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人事、給与及び服務に関すること。
- (2) その他前号に関連すること。

(ボランティア課の分掌事務)

第3条の9 ボランティア課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 大会ボランティアに関すること。
- (2) その他前号に関連すること。

(広報メディア課の分掌事務)

第3条の10 広報メディア課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 広報及び広聴に関すること。
- (2) 大会プロモーションに関すること。
- (3) 開催都市と連携した開催機運の醸成に関すること。
- (4) 報道に関すること。
- (5) 国際映像に関すること。
- (6) メインメディアセンターの整備及び運営に関すること。

(7) その他前各号に関連すること。

(マーケティング管理課の分掌事務)

第3条の11 マーケティング管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) マーケティングに係る管理及び契約に関すること。
- (2) ライセンシングに関すること。
- (3) その他前2号に関連すること。

(マーケティング推進課の分掌事務)

第3条の12 マーケティング推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) パートナーセールス及びパートナーアクティベーションに関すること。
- (2) パートナーシッププログラム及びパートナーの権利保護に関すること。
- (3) その他前2号に関連すること。

(ブランド課の分掌事務)

第3条の13 ブランド課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 大会ブランドの保護、管理及び活用に関すること。
- (2) 大会ブランドの開発及び制作に関すること。
- (3) その他前2号に関連すること。

(チケッティング課の分掌事務)

第3条の14 チケッティング課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) チケッティングに関すること。
- (2) その他前号に関連すること。

(式典第一課の分掌事務)

第3条の15 式典第一課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 式典に関すること(第3条の16第1号及び第2号に掲げるものを除く。)。

- (2) その他前号に関連すること。

#### (式典第二課の分掌事務)

第3条の16 式典第二課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 聖火リレーに関すること。
- (2) 文化プログラムに関すること。
- (3) その他前2号に関連すること。

#### (国際課の分掌事務)

第3条の17 国際課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) アジア・オリンピック評議会（以下「OCA」という。）ファミリー、アジアパラリンピック委員会（以下「APC」という。）ファミリー及び要人へのサービスの計画、調整及び提供に関すること。
- (2) 大会のプロトコールに関すること。
- (3) OCA 及び APC の総会、理事会、調整委員会等の準備及び運営に関すること。
- (4) 外国政府、国際関係団体等との連絡調整のうち、他に属さないこと。
- (5) 他課の実施する外国政府、国際関係団体等との連絡調整に対する支援に関すること。
- (6) OCA 及び APC との連絡調整に関する事項（これに係る日本オリンピック委員会（JOC）及び日本パラリンピック委員会（JPC）との連絡調整を含む）。
- (7) その他前各号に関連すること。

#### (競技・会場運営統括室の分掌事務)

第3条の17の2 競技・会場運営統括室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 競技・会場運営の準備に係る全体的な進捗管理に関する事項。
- (2) 競技・会場運営の準備に関連するF A間の調整に関する事項。
- (3) その他前2号に関連すること。

**(競技企画第一課及び競技企画第二課の分掌事務)**

第3条の18 競技企画第一課及び競技企画第二課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 競技の企画及び調整に関すること。
- (2) その他前号に関連すること。

**(会場企画課の分掌事務)**

第3条の19 会場企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 競技会場の企画及び調整に関すること。
- (2) その他前号に関連すること。

**(競技会場第一課、競技会場第二課、競技会場第三課、競技会場第四課、競技会場第五課、競技会場第六課、競技会場第七課、競技会場第八課、競技会場第九課、競技会場第十課、競技会場第十一課及び競技会場第十二課の分掌事務)**

第3条の20 競技会場第一課、競技会場第二課、競技会場第三課、競技会場第四課、競技会場第五課、競技会場第六課、競技会場第七課、競技会場第八課、競技会場第九課、競技会場第十課、競技会場第十一課及び競技会場第十二課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 競技の運営に関すること。
- (2) 競技会場の運営に関すること。
- (3) 国際競技連盟（IF）、アジア競技連盟（AF）、国内競技団体（NF）等との連絡調整に関すること。
- (4) 練習会場に関すること。
- (5) テストイベントに関すること。
- (6) その他前各号に関連すること。

**(NOC・NPCリレーション課の分掌事務)**

第3条の21 NOC・NPCリレーション課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 各国・地域オリンピック委員会（以下「NOC」という。（JOCを除く））及び各

国・地域パラリンピック委員会（以下「NPC」という。（JPCを除く））へのサービスの計画、調整及び提供に関すること。

- (2) NOC 及び NPC との連絡調整に関すること。
- (3) 言語サービスの企画調整に関すること。
- (4) その他前 3 号に関連すること。

**(会場整備第一課及び会場整備第二課の分掌事務)**

第 3 条の 22 会場整備第一課、会場整備第二課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 競技会場の整備に関すること。
- (2) 競技会場のエネルギーに関すること。
- (3) その他前 2 号に関連すること。

**(宿泊第一課の分掌事務)**

第 3 条の 23 宿泊第一課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 大会関係者の宿泊施設の確保に関すること。
- (2) 大会関係者の宿泊の管理及び宿泊施設との調整に関すること。
- (3) 大会関係者の宿泊施設の清掃及び廃棄物に関すること（会長が別に定めるものを除く。）。
- (4) その他前 3 号に関連すること。

**(宿泊第二課の分掌事務)**

第 3 条の 24 宿泊第二課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 選手団宿泊施設の運営に関すること。
- (2) 選手団宿泊施設の整備に関すること。
- (3) 選手団宿泊施設の清掃及び廃棄物に関すること（会長が別に定めるものを除く。）。
- (4) 金城ふ頭及びガーデンふ頭の整備に関すること。
- (5) その他前各号に関連すること。

(警備課の分掌事務)

第3条の25 警備課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 警備に関すること。
- (2) その他前号に関連すること。

(アカレディテーション課の分掌事務)

第3条の26 アクレディテーション課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) アクレディテーションに関すること。
- (2) その他前号に関連すること。

(輸送課の分掌事務)

第3条の27 輸送課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 輸送に関すること。
- (2) ロジスティクスに関すること。
- (3) 出入国に伴うサービスに関すること。
- (4) その他前3号に関連すること。

(飲食課の分掌事務)

第3条の28 飲食課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 飲食サービスに関すること。
- (2) 清掃及び廃棄物に関する事項(第3条の23第3号及び第3条の24第3号に掲げるものを除く。)。
- (3) その他前2号に関連すること。

(医療課の分掌事務)

第3条の29 医療課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 医療サービスに関すること。

(2) その他前号に関連すること。

(アンチ・ドーピング課の分掌事務)

第3条の30 アンチ・ドーピング課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) アンチ・ドーピングに関すること。
- (2) その他前号に関連すること。

(情報システム課の分掌事務)

第3条の31 情報システム課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 大会情報システム及び通信環境の構築に関すること。
- (2) サイバーセキュリティに関すること。
- (3) その他前2号に関連すること。

第4条 東京事務所に調整課を置く。

(調整課の分掌事務)

第4条の2 調整課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国等関係機関と事務局各課の連絡調整に関すること。
- (2) 東京都で実施する競技に関すること。
- (3) 東京都等で実施するマーケティングに関すること。
- (4) 東京都等で実施する大会の広報・P Rに関すること。
- (5) その他前各号に関連すること。

(各課の執行体制)

第5条 事務総長は、第3条から第4条までに定める事務を処理するため、課室及び東京事務所に当該所属の分掌事務を分担する執行体制を定めることができる。

第3章 職員及び職務

(職 員)

第 6 条 事務局に次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務総長
- (2) 事務局長その他事務局長級の職員
- (3) 事務局次長その他事務局次長級の職員
- (4) 課長その他課長級の職員
- (5) グループ長その他グループ長級の職員
- (6) 前各号に掲げる職以外の職員

2 前項各号に定めるもののほか、事務総長は、別に臨時に必要な職を定めることができ  
きる。

(管理職員の範囲)

第 7 条 管理職員は、事務総長、事務局長級、事務局次長級及び課長級とする。

(職員の任免等)

第 8 条 職員の任免は、定款第 45 条の規定に基づき会長が行う。

2 職員の配属は、会長が指定する。

(職員の責任)

第 9 条 この法人の職員は、この規程の定めるところによりその権限に属せしめられた  
事項を法令その他の規程並びに予算の定めに従い、誠実に管理し、及び執行する責任  
を有する。

(職 務)

第 10 条 事務総長は、事務局を代表し、会長の命を受け、又は理事会の決定に従い、  
事務局の業務全般を総括掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局長は、事務総長を補佐し、事務局の業務全般を掌理し、所属職員を指揮監督  
する。

- 3 その他事務局長級の職員は、事務総長を補佐し、事務総長が特に命ずる業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 第6条第1項第3号に規定する職員は、事務局長を補佐し、所管する事務局の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 第6条第1項第4号に規定する職員は、上司の命を受け、所管する課の業務及び必要な業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
- 6 第6条第1項第5号に規定する職員は、上司の命を受け、他の職員を指導育成し、事務総長の定める執行体制の役割に従い分担する業務を処理する。
- 7 第6条第2項の規定により、別に定めた職に補された者の職務は、事務総長が別に定める。

#### 第4章 事案の決定

##### (原 則)

第11条 この法人における事案の決定は、法令及びこの法人の諸規程を遵守し、かつ、事務の権限及び当該決定の結果の重大性に応じて、それぞれの職責の下、行うものとする。

##### (会長への委任)

第12条 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会理事会運営規程の他、この法人の運営に関する業務は理事会が会長に委任する。

##### (専 決)

第13条 事務総長その他職員の専決事項は、別に定める。

##### (代 決)

第14条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会が定めた順序に従い、会長代行（定款第26条3項に定める会長代行をいう。以下同じ。）がその事案を代決する。

2 第7条に規定する職員に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が定め

る者がその事案を代決することができる。

(定款及び諸規程との関係)

第 15 条 本章の規定にかかわらず、定款及びこの規程以外の諸規程に特別の定めがある場合は、これに従う。

第 5 章 雜 則

(改 廃)

第 16 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委 任)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、事務総長が定める。

附 則

この規程は、令和元年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 12 月 22 日から施行する。